

四日市市科学教育奨学資金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、四日市市科学教育奨学資金(以下「奨学資金」という。)を支給することによって、海外で理科系の学問を学ぶ人材の支援及び育成を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 奨学資金の支給を受けることができる者(以下「奨学生」という。)は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 四日市市に住民登録を有する者又はその子で奨学資金の給付を必要とする者
- (2) 日本の国籍を有しない者にあつては、永住者又は特別永住者の在留資格を有する者
- (3) 日本の大学若しくは大学院で理科系の学問を学ぶ学生又は大学若しくは大学院で理科系の学問を学んだ卒業生のうち未就職の者で、物理、化学、工学等の学問にかかる研究テーマへの見識を深化させることを目的に海外留学を行う者又は、留学中の者
- (4) 人物・学業ともに優良な者
- (5) この要綱による奨学資金の支給を受けたことがない者

(支給額)

第3条 奨学資金の支給額は、月額100,000円とする。

(支給期間)

第4条 奨学資金の支給期間は、海外留学の期間中とする。ただし、2年間を上限とする。

(願書の提出)

第5条 奨学資金の支給を受けようとする者は、別に定める期間に奨学生願書(第1号様式)に推薦書(第2号様式)、住民票、大学又は大学院の成績証明書、留学先の在学証明書又はこれに代わるもの及び小論文その他四日市市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めるものを添えて教育委員会に提出するものとする。

(奨学生の選考)

第6条 教育委員会は、奨学生を選考するため、四日市市科学教育奨学資金奨学生審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

- 2 審査委員会は、書類審査及び面接審査により奨学生の選考を行う。
- 3 審査委員会は、奨学生の選考に際し、学識経験者に意見を求めることができる

(支給決定の通知)

第7条 教育委員会は、奨学資金の支給が決定した者には、奨学資金支給決定通知書(第3号様式)を送付する。

(支給手続に係る書類の提出)

第8条 奨学資金の支給決定を受けた者は、誓約書(第4号様式)その他の支給手続に必要な書類を定められた期限までに教育委員会に提出するものとする。

(在学等の状況報告)

第9条 奨学生は、3月と9月に在学証明書等を教育委員会に提出することによって、在学等の状況を報告するものとする。

(支給期間等)

第10条 教育委員会は、前条の規定による在学等の状況報告を受けたのち、奨学資金を第1期(9月分～3月分)と第2期(4月分～8月分)に分けて支給する。ただし、募集時期により1期、2期分を一括支給することができる。

(終了報告書及び復命書の提出)

第11条 奨学生は、海外留学を終え、成業した時は、終了報告書(第5号様式)とともに、復命書を教育委員会に提出するものとする。

(支給の廃止又は停止)

第12条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学資金の支給を廃止することができる。

(1) 傷病その他の理由により、成業の見込みがないとき。

(2) 学業成績が不良であるとき。

(3) 奨学資金を必要としない事由が発生したとき。

(4) その他教育委員会が支給の廃止が必要であると認めたとき。

2 奨学生が休学した場合その他教育委員会が必要であると認めたときは、奨学資金の支給を停止することができる。

(奨学資金の返還等)

第13条 奨学生が、偽りその他不正の手段により奨学資金の支給を受けたことが明らかになったときは、支給の決定を取り消すとともに、既に支給した奨学資金の全部又は一部を返還させることができる。

2 前条第1項により奨学資金の支給が廃止されたときは、廃止事由の発生時期によって、既に支給した奨学資金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は告示の日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年5月1日から施行する。